

## 東京都防犯ステッカーのデザイン使用に関する取扱基準

平成19年12月12日

19青総安第188号決定

改正 平成31年3月25日 30青総総第782号

地域に密着して走る車両を「動く防犯の眼」として活用するために東京都が作製したステッカー（以下「東京都防犯ステッカー」という。）のデザイン使用に関しては、下記により取り扱うものとする。

### 記

#### 第1 デザインについて

東京都防犯ステッカーのデザインは、東京都が権利を所有する2種類（別添）とする。

#### 第2 使用団体について

都民の安心感向上と犯罪の未然防止に資するため、不審者や犯罪発生現場を見かけた際に率先して通報する「動く防犯の眼」活動の趣旨に賛同し、実践する地方自治体、民間団体、民間企業その他の団体は、東京都都民安全推進本部長の承認を得て、東京都防犯ステッカーのデザインを使用することができる。ただし、青少年健全育成、治安対策、安全・安心まちづくり、交通安全の活動を実践する地方自治体、民間団体、民間企業その他の団体は、東京都都民安全推進本部と協議の上、東京都都民安全推進本部長の承認を得て、東京都防犯ステッカーのデザインを使用することができる。

#### 第3 使用料について

東京都防犯ステッカーのデザイン使用料は、無償とする。

#### 第4 使用基準について

- 1 防犯ステッカー等の作製及び活用は、使用団体の責任において行うものとし、営利を目的とした商品、広告活動等に使用してはならない。
- 2 東京都防犯ステッカーのデザイン変更は、原則としてこれを認めない。
- 3 東京都防犯ステッカーのデザインを使用する場合は、使用団体名を原則としてデザイン左下部分に記載するものとする。

#### 第5 使用制限について

東京都防犯ステッカーのデザインは、原則として防犯活動の目的以外に使用しないも

のとする。ただし、青少年健全育成、治安対策、安全・安心まちづくり、交通安全の活動の目的に使用することを妨げない。

#### 第6 申請手続について

- 1 東京都防犯ステッカーのデザイン使用を希望する団体は、別記1により、東京都都民安全推進本部長に申請するものとする。
- 2 東京都都民安全推進本部長は、東京都防犯ステッカーの使用を承認する場合は、別記2により申請団体に通知する。

#### 第7 報告及び調査について

- 1 東京都都民安全推進本部長は、東京都防犯ステッカーのデザイン使用を承認した団体に対し、使用状況について報告を求め、又は調査することができる。
- 2 東京都都民安全推進本部長は、前項により、東京都防犯ステッカーのデザイン使用が適切でないと認めるときは、承認を取り消すことができる。

#### 第8 協議について

本基準に定めのない事項については、東京都都民安全推進本部と協議するものとする。

#### 附 則

この取扱基準は、平成31年4月1日から施行する。

別記1

年 月 日

東京都都民安全推進本部長 殿

(申請団体) 所在地  
名 称  
代 表 者  
電話番号 ( ) 印

東京都防犯ステッカーのデザイン使用申請書

東京都防犯ステッカーのデザイン使用に関する取扱基準を承諾の上、デザイン使用を申請します。

記

団体の概要		
使用する デザイン 該当に○印	①防犯パトロール ( )	
	②犯罪を見逃さない! ( )	
	記載団体名	
使用方法		
作製数量		
連絡先	担当者名	電話番号
	部署・役職等	FAX 番号
	E-mail:	
備考		

別記2

番 号  
年 月 日

殿

東京都都民安全推進本部長

東京都防犯ステッカーのデザイン使用について（承認）

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記により承認します。

記

1 デザインの使用を承認する団体

2 デザイン使用承認の条件

- (1) 東京都は、防犯ステッカー等の作製に要する経費を負担しません。
- (2) 防犯ステッカー等を作製した場合は、その完成品を東京都都民安全推進本部都民安全推進課に届け出てください。
- (3) 東京都において必要と認めたとき、デザインの使用状況について報告を求め、又は調査することがあります。
- (4) デザイン使用が適当でないと認めるときは、承認を取り消すことがあります。